

# 事業計画書

令和5年度

栃木県足利市小俣町 3294-2

社会福祉法人イースターヴィレッジ

# 令和5年度社会福祉法人イースターヴィレッジ事業計画

## 1. 社会福祉法人 イースターヴィレッジ

「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、  
わたしにしてくれたことなのである。」(マタイ25章40節)

### 【1】基本理念・方針

法人は児童養護施設と養護老人ホーム及び児童自立生活援助事業の経営・運営を行っている。その基本理念は、キリスト教的人間観に基づき「キリストの愛」にならって「小さくされた人々とともに歩み」、人としての尊厳と権利と社会連帯の思想を基本とし、公平・公正な法人経営・運営に努めることである。

法人は、常に健全かつ活力のある経営に努めるとともに、民間社会福祉事業として独自性と開拓精神を発揮し、公共性と倫理性を旨として国民の負託にこたえるとともに、地域社会における福祉推進の主導的役割に努める。

社会福祉施設の経営主体である社会福祉法人は、社会福祉法に基づく特別法人であり、利用者はもとより、地域社会における福祉の充実に貢献するよう努める。

上記の基本理念を実現するために基本方針を策定する

#### ① ノーマライゼーションの実現

ごくあたり前の生活を目指し、一人ひとりが将来の自立に向け、創意工夫され、生活にゆとりと潤いを持ち、分け隔てなく、切れ目のない子ども本位の発達の保障と援助、自立支援に努め健全な社会人を育てる。また、同じ目的で退所した子どもにもアフターケアを行う。更には、高齢者の方々に対しては、自由に安心して真の幸せを味わいながら、社会の一員として、日々より豊かな生活を送り、穏やかな終末期を迎えることができるよう援助・支援すると共に生活環境の向上を目指します

#### ② 組織的な業務の推進と職員の資質向上

人材の確保に向けた取り組みを強化し、それぞれの職員が組織の一員であることを自覚し、職員組織の活性化を図り、個々の責任と実務に根ざしたよりよい援助・支援を行う。また、相互の親睦・交流を深めると共に、切磋琢磨を怠らず、進んで研鑽・研究に努め、社会の変化に応じた広い視野をもってその業務にあたる。そのために職員の資質の向上とモチベーション(動機づけ)を高めるとともに組織の改善に努め人材の育成と、人材の定着に向けた取り組みの強化を目指します。

#### ③ 地域の福祉的拠点としての役割の実現

当法人が運営する施設はそれぞれ地域の中に有り、地域の人々の理解と協力を得ながら育まれ、施設としても専門とする分野のサービスを提供してきたが、福祉的拠点として新たな役割が期待されている。その為に制度の狭間に有り、必要な援助が届いていない人々の多様な福祉的ニーズにこたえていけるよう努める。また、地域における公益的な取り組みの推進と情報発信を行い地域からの信頼と協力を得られる組織を目指します。

#### ④ ガバナンス(管理と統括)の強化

コンプライアンス(規則の順守)の徹底と健全で透明性が確保された財務規律の確立を図り、当法人が公益性の高い非営利法人として信頼されるために役員・評議員会・理事会の権限と責任を明確にし、牽制機能を発揮しガバナンスの強化を図ります。

## [2] 事業内容

### (1) 第一種社会福祉事業

#### (ア) 児童養護施設 「イースターヴィレッジ」

所在地：足利市小俣町 3294-2

入所定員：37名

分園型小規模児童養護施設「丘の家」入居定員：6名（本体に含む）

地域小規模児童養護施設「谷の家」入居定員：6名

地域小規模児童養護施設「円いの家」入居定員：6名

施設長：菊地 廣光

#### (イ) 養護老人ホーム 聖園那須老人ホーム

所在地：那須郡那須町大字寺子丙 1498-2

入所定員：50名

施設長：薄井 高宏

### (2) 第二種社会福祉事業

#### (ア) 特定施設入居者生活介護 聖園那須老人ホーム

所在地：那須郡那須町大字寺子丙 1498-2

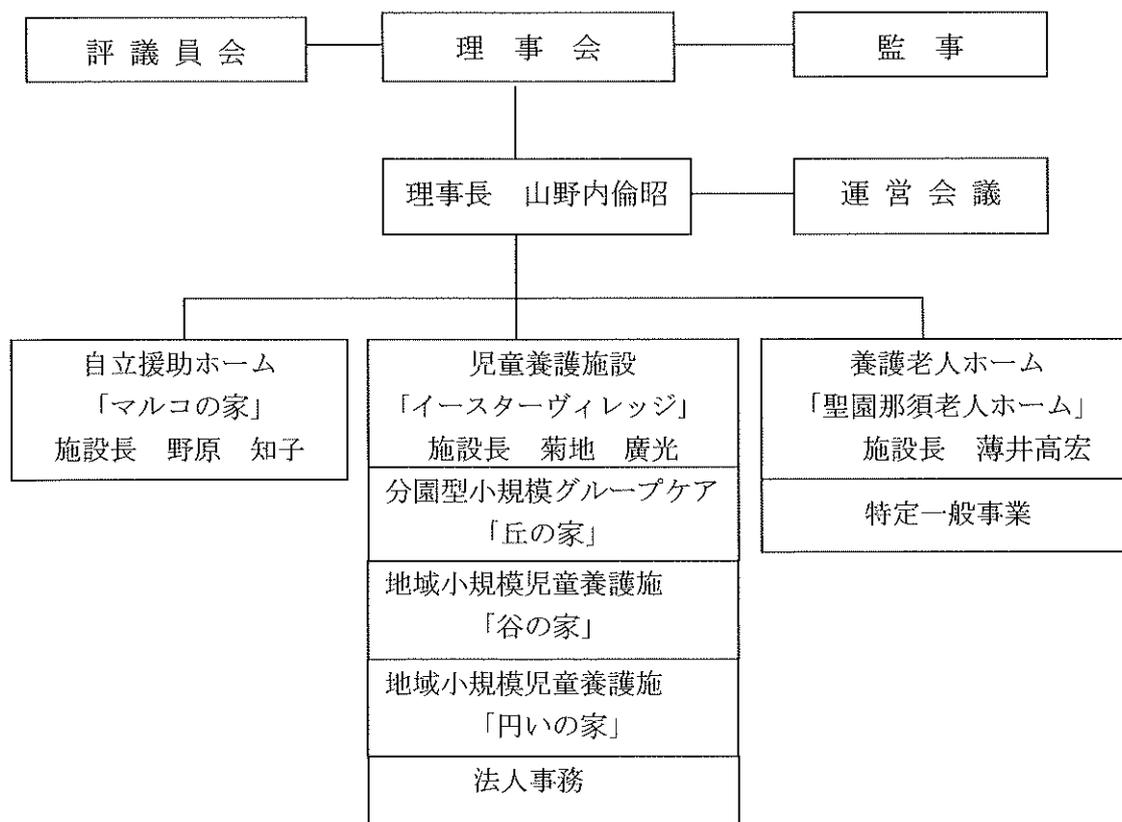
#### (イ) 地域生活・自立支援事業（自立援助ホーム）「マルコの家」

所在地：栃木市沼和田 14-28

入所定員：6名

施設長：野原 知子

## [3] 法人組織



#### [4] 法人の運営

(1) 評議員会は、次の事項について決議する。

- ① 理事及び監事の選任又は解任
- ② 理事及び監事の報酬等の額
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する宝珠等の支給の基準
- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 残余財産の処分
- ⑦ 基本財産の処分
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認
- ⑨ その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(2) 理事会は、次の決議を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長の選定及び解職

(3) 監事の職務と権限

- ① 理事の職務の執行の監査
- ② 法令で定めるところにより監査報告の作成
- ③ 理事及び職員に対する事業の報告の請求
- ④ 法人の業務及び財産の状況の調査

(4) 評議員選任・解任委員会

- ① 法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

(5) 運営会議

- ① 運営会議の出席者は理事長、各施設長とし随時行う
- ② この会議には理事長から指名された役員・職員又は外部専門家等を参加させることができる。

#### [5] 法人本部機能役割と具体的対応事項の明確化

○今年度の最優先事項の一つに位置付け、理事会の責任で急ぎ作業を行う。

#### [6] 職員の確保、育成、定着策等の法人としての取り組み

○法人理念の再認識と各施設でクレド（行動における基準・指針）の作成周知。

1 法人全体として学生や社会人に向けての PR を実施し人材確保の実施

2 人材育成制度の構築

- ・法人職員育成担当者の選任
- ・体系的な研修プログラムの構築
- ・法人理念の周知するための統一した研修の実施
- ・法人として新任職員研修階層別研修及び階層別研修の実施
- ・職員のメンタルヘルス（心の健康）を主とした健康対策の実施

3 職員の資質向上を目的とした、資格やキャリアアップ(より高い能力を身につけて経歴を高める)のための支援の実施

#### 4 キャリアパス（昇進昇格のルート）の明確化

- ・昇進昇格の水準
- ・賃金の水準
- ・必要となるスキルの水準
- ・必要となるスキルを獲得するための機会
- ・人事考課の実施

#### 5 リーダー層の育成

#### 6 「地域共生社会」の実現のための総合的な人材の育成

### [7] 今年度重点目標

#### (1) カトリックさいたま教区やその他の団体との交流を維持継続する

当法人の事業の基本理念はキリスト教的人間観に基づいている。したがって、当然のことであるが、運営母体であるカトリックさいたま教区と緊密なる関係を結び、財政的・精神的支援を願う。

#### (2) 施設利用者に対する不適切対応や虐待事案の予防策を含め法人としての一層の取り組み

#### (3) 事業継続計画（BCP：Business Contiuity Plan）の策定。

特に種別の特徴を踏まえた感染症の発生被害を想定した BCP の策定。

#### (4) 「働き方改革」への対応と働きやすい職場環境づく

各施設が「働き方改革関連法」等で要請される事項に適切に対応し、高年齢者、女性、障害者など多様な人材の活用に向けた取組を促進し、ハラスメント防止 対策を徹底するとともに、誰もが働きやすい職場環境を整備する。

#### (5) 改正社会福祉法の大きな改正点である「地域における公益的な取り組みを実施する責務」

「地域共生社会の実現」引き続き対応していく。

#### (6) 行政との緊密な連携に努める

必要な施設の整備及び事業の拡大等については、行政に理解と協力を求めながら、また、行政を通しての社会的な要請については可能な限り応えていけるよう努める。

#### (7) 関係機関との連携を図る。

#### (8) コンプライアンス（法令の遵守）の徹底

#### (9) ホームページの活用を図る

ホームページに情報公開制度に基づく法人の運営状況を公開するとともに、当法人の各事業を広く知ってもらい、福祉サービス利用の促進、事業への協力依頼、また、職員の応募につながるよう更なる活用を図る。

### [8] 事務力の強化と効率化

- ・ITC（情報処理及び通信技術）の推進
- ・給与等の一括処置システム化

### [9] 制度変更や地域社会のニーズに対応した新たな事業展開の実施計画の策定

### [10] 法人創立50周年行事業に向けての取り組み